

職場長・評議員のみなさんへ : 職場回覧をお願いします。可能ならば、増し刷りして組合員に配布してください。詳細を記述した県教組新聞人事院勧告特集号は、22日に職場へ直送します。

発行

長野県教職員組合  
長野市旭町 1098



人事院勧告FAX速報

2019-49 2019. 8. 8  
HPにも掲載

# 6年連続の改善勧告

国家公務員の年収は平均0.4% 27,000円アップ

## わたしたちのとりくみの成果です!

### ◇若年層の月例給は平均387円(0.09%)の改善

民間給与との差387円【基本給…344円・はね返し分(基本給改定に伴う手当アップ分)43円】は初任給・若年層(30歳台半ばまでの職員)月例給を改善

○平均改定率0.1% ○初任給1,500円引上げ(平均0.2%・大卒程度)

### ◇一時金(ボーナス)0.05月の改善→4.45月が4.50月にUP

### ◇住居手当

支給対象となる家賃額の下限を引上げ 12,000円→16,000円

住居手当の減額が2,000円を超える場合は1年間所要の経過措置

手当額の上限1,000円引上げ 27,000円→28,000円

・月例給は若年層だけの改善にとどまっています。

・現給保障の打ち切り、物価上昇(6月の消費者物価指数は前年同月比0.7%アップ)も考えれば、十分な改善勧告とはいえません。

・期末手当据え置き、勤勉手当での改善も課題です。

## 人事管理に関する報告では

### ◇定年の引上げ

・昨年8月の人事院「意見の申出」を踏まえ、65歳への段階的な引き上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、あらためて要請。

### ◇非常勤職員の適切な処遇の改善

・民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設。給与についても常勤職員との均衡を確保。



○要求を掲げ、交渉・署名・決起集会などのとりくみをしなかったら、

私たちの給料や労働条件は改善しません。

○非正規で働く仲間を含めすべての教職員に組合に加入してともに頑張ることを勧めましょう。

団結こそ力です!

**地公労は県人事委員会と県当局に向けて賃上げのとりくみを展開します!**